

ウズベキスタンにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	特恵関税適用の不透明、恣意的運用	<p>・【○】</p> <p>自動車の特恵関税については、法律上、原産国に従って適用が為される旨、記載されているが、税関からは通関書類上の原産国、輸出(出荷)国、輸出者所在国の表記が一致している事が求められるケースがある。第三国の保税ヤードで一時保管した場合に、通関書類上、輸出国(再出荷国)が第三国となることから、原産地証明書に原産国が記載されているにもかかわらず、税関当局より指摘を受け、書類の不備を理由に特恵関税の適用を拒否される事態が生じた。</p> <p>2022年からは三国間貿易を中止し、日本からの直送に切り替えている。(変更)</p>	<p>・三国間貿易を考慮に入れ、原産地証明書に基づく、特恵関税の適用を希望する。</p>	<p>・Article 300 of the Customs Code</p> <p>・Article 363 of the Customs Code</p> <p>・Regulation “on the Procedure for the Certificate of Origin of the goods” (dated Aug.13, 2010)</p>
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	商標権の侵害	<p>・ウズベキスタンでは、過去より並行輸入業者による日本の自動車メーカーのブランド名、ロゴの無断使用が続いており、ショールームにロゴを掲げることで、消費者が正規代理店と誤って認識している。</p> <p>また、消費者に対し、あたかも正規保証がつくような説明がなされている事態が散見され、日系自動車メーカーのブランドの棄損に繋がっている。</p> <p>2021年に知財局/独占禁止委員会に対して、都市中心部に位置するブローカーに対し、知財侵害の申し立てを行い、一時的に並行輸入業者が日系自動車メーカーのブランド名ロゴの使用を中止したが、その後、再度ブランド名ロゴ使用を再開。</p> <p>再度、2022年8月に独占禁止委員会に申し立てを行い、現在はロゴが取り外されている。(変更)</p>	<p>・商標権侵害に対する厳しい対応を求めて頂きたい。</p>	<p>・Uzbek Civil Code</p> <p>・The Law on Trademarks service marks and appellations of origin</p> <p>・The Law on Competition</p> <p>・The Law on Trade Names</p> <p>・The Administrative Liability Code</p> <p>・The Criminal Liability Code</p>
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	観光用車両に対する支援制度の不透明、運用の不備	<p>・【○】</p> <p>2018年より、観光業支援を目的とした、8人乗り以上の車両に対する免税、並びに型式認証の免除が閣議決定されたことを受け、同型式認証の免除に関する要望書をタシケント市に提出したものの、明確な回答を得ることが出来ない状態が続いている。</p> <p>これまで、半年以上をかけ、様々な関係当局に問い合わせを重ねたが、どこからも明確な回答を受けることができない。</p> <p>2022年8月より観光省に再度、陳情を行ってきたが、明確な回答がえられず。(内容、要望ともに変更)</p>	<p>・2023年1月に新たに再編された文化・観光省、大臣宛にレターを送付し、引き続き、型式認証免除のお願いを続けていく予定。同省に対する働きかけを希望する(せめて、回答を頂けるように)</p>	<p>・Resolution of the Cabinet of Ministries No.237 dated Apr.25, 2017</p> <p>・Presidential Decree #5326 dated Feb.3, 2018</p> <p>・Changes on the Decree #5326 dated Oct.1, 2020</p>
		日機輸	(2)	強すぎる政府機関の関与	<p>・政府機関が関与することで、PO承認及び改訂、資金確保等に時間を要する。資金繰りも厳しい為、なかなかLCも開設されず、結果的に出荷直前になるまで資金が紐づかない。(= 当社は出荷できない)</p> <p>(継続)</p>	<p>・組んだ予算通りに資金提供及び発電所へ権限移譲。</p>	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26	その他	日機輸	(1)	海上輸送の困難	・海上輸送を実現するには複数の国を跨る為、税務リスク及びハンドリングが煩雑となることから、基本はAir出荷で対応している。 何でもAir出荷なれば高額となる。 (継続)	・最終仕向け地がウズベキスタンなのであれば、Sea出荷(例えばトルコ経由で複数の国を跨る場合でも)であれば特約があれば良い。	
		日機輸	(2)	医療の未発達	・コロナ禍に於ける医療を調査したところ、医療レベルが低いことが分かった。 (継続)	・医療レベルの底上げ、病院の増設、英語も対応する病院を設けて頂きたい。	
		日機輸	(3)	英語能力の不足	・英語で会話可能なお客様が少なく、通訳を入れて、電話会議を実施している状況。コミュニケーションに時間を要するだけでなく、当社のプレゼンスを積極的に示すことが出来ていない。 (継続)	・国レベルで英語教育を強化。外交の比率も上がり、経済活発化にも繋がると考える。	

注:【○】は、各個社の事業において重要度のある問題、早急に解決して欲しい問題を表します。